

宮崎警友興信所

キスやデートでは不倫行為の証拠にならないもの、証拠を補給する材料になる為、証拠になりそうなものはすべて保存しておくようにしましょう。

これらの証拠を自身で収集するのは困難な為、探偵などに依頼する傾向にあります。今の証拠でも十分かどうか、証拠集めを依頼する程の慰謝が見込めるかなど当事務所に相談してください。

1) 浮気・不倫をやめさせる方法

証拠が集ったらいよいよ行動に移します。残念ながら浮気・不倫をやめさせる方法はありません。ここでは今まで効果的だったと思われる方法を紹介しますが相手の性格などを考慮して実行して下さい。

2) 夫婦で話し合う

まずは夫婦で話し合って解決を図りましょう。なるべく問題を大きくせず解決できることに越したことはありません。ここで大事なことは、証拠を提示し言い逃れが出来ないよう

しなければなりません。証拠さえあれば観念し配偶者も諦めて、謝罪してくれる可能性が高いでしょう。離婚せず今後も夫婦関係を継続するならば「なぜそうってしまったか」今後の夫婦関係をどうしたいかもしっかり話し合っておくことも重要です。

3) 浮気相手と接触する

通常なら浮気はバレたくないものです。バレてしまったら面倒だと思い、自然と交際をやめるケースも多いでしょう。配偶者が未婚を偽ったり、子供がいるのに離婚調停中など偽り交際をしている場合もあります。その場合配偶者を示すだけで交際をやめる場合があります。

それでも交際を続ける場合は、内容証明郵便で「交際をやめなければ慰謝料を請求する」と旨を通知します。通常の神経の持ち主であれば、内容証明書と慰謝料額に驚き、交際をやめるでしょう。但し不貞行為がなければ慰謝料は請求できないことに注意しましょう。

4) 誓約書・公正証書を残す。

配偶者や相手が浮気を認め、謝罪するようであれば「二度と交際しない」旨の誓約書を書かせる
と良いでしょう。その際のポイントは、不貞行為があったならばそれを認める旨と謝罪の言約に違反した場合は、賠償金を支払うまでの記載しておくことがとても重要です。法的効力を高めるためには必ず公正証書を書かせることです。更に慰謝料を請求する場合は、その金額と支払方法や時期も明示する。誓にするのが望ましい。(公証人役場とは：裁判所と違い法的権限を持つ役場で当事者・相手方と役場に行き公正証書を作成すると不動産・預金の差押えが裁判なしで執行できます。

5) 脅迫にならないよう注意

不倫・浮気された時は浮気相手に怒りの矛先が向かうでしょう。しかし、感情的に行き過ぎた行動をとると、逆に慰謝料を請求されたりする可能性があるので注意がひつようです。例えば浮気相手方の所に怒鳴り込みに行けば【脅迫】で訴えられる可能性があり暴力を振るってしまえば刑事事件になりかねません。又浮気相手と同じ職場の際は退職を強要してはいけません。冷静な対応することが肝要です。

6) 離婚・慰謝料を請求する

不倫をやめさせるだけでなく離婚や慰謝料を請求することも可能です。まずは当事者で話し合っって離婚に応じるかどうかや慰謝料の金額を決めます。もし話し合いが不調の場合は調停をおこしそれでも決まらない場合は家庭裁判所で裁判を起すこととなります。

備考：年収が年間180万円以下の場合、**法テラス**で弁護士代が無料になります。

7) 子供の親権について

家庭裁判所で養育費月額いくらかと判決が出ますが、判決が出てても養育費の支払いをしない事例が数多くあります。給料の差押えするのも又裁判をしなければなりません。その為には調停・裁判の前に公証人役場に行き公正証書を作成すると裁判なしで給料、不動産を差押えができます。とても重要な事です。